



お知らせ  
**国民年金保険料は、退職(失業)による特例免除があります!**

メリット 1  
**保険料を一部納付したのと同じ**

免除期間の年金額の計算は、保険料が納付された場合と比較して、3分の1となります。(平成21年度分から2分の1に引き上げられるよう法律案が現在国会に提出されています。)

メリット 2  
**万が一の際にも確かな保障**

病気や事故で障害が残ったときの障害年金や、一家の働き手が亡くなったときの遺族年金など、免除承認期間については支給対象の期間とされず。

メリット 3  
**本人所得を除外して審査**

特例免除とは、通常であれば審査の対象となる本人の所得を除外して審査を行い、保険料の納付が免除されるものです。(配偶者、世帯主に一定以上の所得があるときは、保険料免除が認められない場合があります。)

手続き

特例免除は、申請する年度又は前年度に退職(失業)の事実がある場合に対象となります。保険料免除の申請は、町民課、各総合支所住民課又は社会保険事務所へ「国民年金保険料免除申請書」を提出(郵送可)してください。(申請書は町民課、各総合支所住民課又

は社会保険事務所にあります。また、この特例免除については、配偶者・世帯主が退職された場合も対象となります。

※手続きに必要なもの

- ① 年金手帳又は基礎年金番号の分かるもの(納付書等)
- ② 認印(本人が署名する場合は不要です。)
- ③ 失業していることを確認できる公的機関の証明の写し(雇用保険受給資格者証、離職票等)

通常の場合

← 申請者本人の所得、申請者の配偶者の所得、世帯主の所得

特例免除の場合

← 申請者の配偶者の所得、世帯主の所得

問い合わせ

高知西社会保険事務所

☎ 875-1717

予防接種のお知らせ

○ 予防接種、受けていますか

対象年齢を過ぎてしまいます!  
 まだ受けていない方は早めに受けましょう。

▶ 平成8年6月生まれの方

二種混合予防接種：対象年齢 11歳以上13歳未満  
 13歳になる日の前々日までに受けてください。  
 例) 平成8年6月8日生まれ→平成21年6月6日までに受ける

▶ 平成19年6月生まれの方

麻しん風しん混合予防接種(1期)  
 ：対象年齢 1歳以上2歳未満  
 2歳になる日の前々日までに受けてください。  
 例) 平成19年6月8日生まれ→平成21年6月6日までに受ける

▶ 平成19年12月生まれの方

BCG：対象年齢 6か月未満  
 6か月になる日の前々日までに受けてください。

例) 平成20年12月8日生まれ→平成21年6月6日までに受ける

○ ポリオ予防接種

▶ 対象者

いの町に住み票があり、生後3か月～90か月未満の方(すでに2回接種済みの方は除く。)

▶ 接種日・場所

5月12日(火) 長沢診療所  
 5月18日(月) 吾北山村開発センター  
 ※対象者には個別通知します。

※転入された方、予診票をお持ちでない方は下記までご連絡ください。

▶ 問い合わせ

ほけん福祉課(すこやかセンター伊野内)

☎ 893-3811  
 吾北総合支所ほけん福祉課 ☎ 867-2312  
 本川総合支所ほけん福祉課 ☎ 869-2114